

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	コントロール建屋電気品室排風機(B)点検用足場組立中、同排風機入口伸縮継手を破損させてしまったことが認められたため、対応検討。	C	
2	2号機	原子炉保護系インターロック機能検査(その1)において、検査要領書の実施内容・確認事項(盤名称)に誤記が認められたため、当該誤記を訂正。	D	
3	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)スラスト軸受温度検出器のシール材(Oリング)不良により端子箱から油のにじみが認められたため、当該シール材を交換。	D	
4	2号機	計装用圧縮空気系圧縮機(B)点検において、No.2～3気筒ピストンリング溝幅の測定値に管理値外れが認められたため、対応検討。(運転上支障なし)	D	
5	2号機	圧力抑制室内点検において、ビニール片1個(約7.5cm×約5cm)を確認したため、当該品を回収。	D	
6	2号機	主発電機界磁巻線温度計測装置の点検において、出力信号チェック端子の破損(プラスチック部)が認められたため、対応検討。(試験用端子のため性能に問題なし)	D	
7	2号機	原子炉緊急停止系試験盤扉(表側)の鍵穴が摩耗により広がり、開錠しづらい状況が認められたため、当該鍵を補修。	D	
8	3号機	タービン補機冷却系熱交換器電解鉄イオン入口流量計ベントプラグカバー周りに水のにじみが認められたため、当該入口流量計を点検。	D	
9	3号機	復水ポンプ(B)配管に異音(カタカタ音)が認められたため、調査及び対応検討。	D	
10	4号機	炉心性能計算機の実データ採取時、磁気テープ装置によるデータ書込みができないことが認められたため、対応検討。(予備の磁気テープ装置によるデータ書込みは、正常。)	D	
11	4号機	計算機室側炉心性能計算機の実データ採取時、フロッピーディスクによるデータ書込みができないため、対応検討。(予備のフロッピーディスクによるデータ書込みは、正常。)	D	
12	3,4号廃棄物処理設備	固化系粉体ホッパ洗浄操作において、洗浄水移送ラインの詰まりが認められたため、当該洗浄水移送ラインを点検、清掃。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	3.4号廃棄物 処理設備	高電導度廃液系中和苛性ポンプ(B)出口弁において、グランド部より苛性ソーダの漏えい(堰内に約3.06リットル、放射能なし)が認められたため、当該苛性ソーダを除去、弁グランド部を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353